主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人若松芳也の上告趣意は,違憲をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事 実誤認の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお,【要旨】民事執行法上の競売手続により宅地又は建物を買い受ける行為は 宅地建物取引業法2条2号にいう宅地又は建物の「売買」に当たるとして,被告人 につき同法79条2号,12条1項の罪の成立を認めた原判断は,正当である。

よって、刑訴法414条,386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 梶谷 玄 裁判官 滝井 繁男 裁判官 津野 修)